

花巻市の融資制度のご案内

~市内中小企業者の円滑な資金調達を支援します~

①岩手県商工観光振興資金 (市が利子の一部と保証料全額を補助)

~設備の改善や事業の推進などに必要な資金を融資する制度~

<事業者の実質負担>

· 利子(変動金利) 融資期間3年以内: **年1.9%以内**

3年超10年以内:**年2.05%以内**

・保証料 負担なし

②岩手県小口事業資金(小規模小口資金) (市が利子の一部と保証料全額を補助)

~小規模な事業者の小口の資金需要に対応する資金~

<事業者の実質負担>

·利子(固定金利) 融資期間3年以内:<u>年1.85%以内</u>

3年超7年以内:**年2.0%以内**

・保証料 負担なし

③いわて起業家育成資金 (創業資金) (市が利子の一部と保証料の全額を補助)

~新たに事業を開始(創業)しようとする方に対して必要な事業資金を融資する制度~

<事業者の実質負担>

· **利子**(**固定金利**) 融資期間 3 年以内:**年2.0%以内**

3年超10年以内:**年2.15%以内**

・保証料 負担なし

④花巻市中小企業振興融資 (市独自の融資制度。市が利子の一部と保証料の全額を補助)

<事業者の実質負担>

· **利子**(**固定金利**) 融資期間 3 年以内:**年2.3%以内**

3年超10年以内:**年2.4%以内**

・保証料 負担なし

※売上高等の要件なし。

問い合わせ先

花巻市商工観光部商工労政課 商業係 (TEL 0198-41-3539)

1)岩手県商工観光振興資金

~設備の改善や事業の推進などに必要な資金を融資する制度~

融資対象者

※利子・保証料補助を受けるための条件で、制度の融資条件とは異なります

市内に事業所を有する**中小企業者**で、次の(1)から(3)の**いずれにも該当**する方

- (1) 市内に事業所・店舗・工場を有していること(かつ、個人事業主の場合は市内に住所を 有していること)
- (2) 岩手県信用保証協会の保証対象業種であること
- (3) 前年度及び納期到来分の市税を完納していること (徴収猶予されている場合を除く)

Ī	融資	条	件
ı	ᇄᆽ	\sim	1 1

※利子・保証料補助を受けるための条件で、制度の融資条件とは異なります

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	3,750万円以内 ※市が利子・保証料を補助する制度を併用する場合、合計で3,750万 円が上限
融資期間	運転資金 7年以内(据置期間1年以内) 設備資金 10年以内(据置期間1年以内)
融資利率	変動金利 融資時点の利率は、融資期間に応じて次のとおり 融資期間 3年以内 年2.3%以内(※年0.4%を市が補助) 3年超10年以内 年2.5%以内(※年0.45%を市が補助) <事業者の負担> 2年1.9%以内 融資期間 3年以内 年1.9%以内
	3年超10年以内 <u>年2.05%以内</u> ・融資実行後、融資を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分が変動(手形貸付は除く)・セーフティネット保証(1号~4号・6号)を利用する場合は、年0.1%引下げ
保証料率	経営状況に応じて年0.45~1.50%(9区分) セーフティネット保証を利用する場合は、年0.6%または年0.7% ・「いわて子育てにやさしい企業等」の認証企業など各種割引あり ※当初保証承諾期間の保証料を市が全額補助します ※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します
	金融機関所定の条件
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

申込手続

取扱金融機関にお申込みください。

<取扱金融機関>

岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、花巻信用金庫の市内本支店

②岩手県小口事業資金(小規模小口資金)

~小規模な事業者の小口の資金需要に対応する資金~

融資対象者

※利子・保証料補助を受けるための条件で、制度の融資条件とは異なります

市内に事業所を有する従業員20人以下(商業・サービス業は5人(宿泊業・娯楽業は20人)以下)の**小規模な事業者**で、次の(1)から(3)まで**いずれにも該当**する方

- (1) 市内に事業所・店舗・工場を有していること(かつ、個人事業主の場合は市内に住所を有していること)
- (2) 岩手県信用保証協会の保証対象業種であること
- (3) 前年度及び納期到来分の市税を完納していること (徴収猶予されている場合を除く)

融資条件

※利子・保証料補助を受けるための条件で、制度の融資条件とは異なります

資金使途	運転資金・設備資金	
融資限度額	2, 000万円以内 ※市が利子・保証料を補助する制度を併用する場合、合計で3, 750万 円が上限	
融資期間	運転資金 5年以内(据置期間1年以内) 設備資金 7年以内(据置期間1年以内)	
融資利率	固定金利 融資時点の利率は、融資期間に応じて次のとおり 融資期間 3年以内 年2.35%以内(※年0.5%を市が補助) 3年超7年以内 年2.55%以内(※年0.55%を市が補助) <事業者の負担> 融資期間 3年以内 年1.85%以内 3年超7年以内 年2.0%以内	
保証料率	経営状況に応じて年0.45~1.50% (9区分) セーフティネット保証を利用する場合は、年0.7% ・商工会、商工会議所、中小企業団体中央会から推薦を受けた場合は、年 0.05%割引 ※当初保証承諾期間の保証料を市が全額補助します ※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します	
担保	不要	
保証人	原則として法人における代表者を除き不要	

申込手続

取扱金融機関にお申込みください。

<取扱金融機関>

岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、花巻信用金庫の市内本支店

③いわて起業家育成資金(創業資金)

~資格や事業経験などがないものの、新たに事業を開始(創業) しようとする方に対して必要な事業資金を融資する制度~

融資対象者

※利子・保証料補助を受けるための条件で、制度の融資条件とは異なります

市内で新たに事業を開始しようとする方(創業して5年未満の者を含む)で、次の(1)から(5)までのいずれにも該当する方

- (1)新たに事業を始める場合で、次のア〜エのいずれかに該当する方
 - ア. 1か月以内に創業を行う具体的な計画のある個人
 - イ. 2か月以内に会社を設立し、創業を行う具体的な計画がある個人
 - ウ. 個人で事業を営んでいて、事業開始後5年未満の方(※)
 - エ. 個人により設立された会社で、事業開始後5年未満の方(※) ※事業開始後1年未満の方は、事業着手が客観的に明らかなこと
- (2) 許認可を必要とする事業については、許認可等の取得状況が明らかであること
- (3) 人材、知識・経費、経験、技術、ノウハウ等事業の継続に必要な経営資源を有している方
- (4) 岩手県信用保証協会の保証対象業種であること
- (5) 前年度及び納期到来分の市税を完納していること (徴収猶予されている場合を除く)

融資条件

※利子・保証料補助を受けるための条件で、制度の融資条件とは異なります

資金使途	運転資金・設備資金
融資限度額	1,600万円以内 ※市が利子・保証料を補助する制度を併用する場合、合計で3,750万 円が上限
融資期間	運転資金 7年以内(据置期間1年以内) 設備資金 10年以内(据置期間1年以内)
融資利率	固定金利 融資時点の利率は、融資期間に応じて次のとおり 融資期間 3年以内 年2.4%以内(※年0.4%を市が補助) 3年超10年以内 年2.6%以内(※年0.45%を市が補助) <事業者負担分> 融資期間 3年以内 年2.0%以内 3年超10年以内 年2.15%以内
保証料率	年0.7% (創業関連保証) ※当初保証承諾期間の保証料を市が全額補助します ※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します
担保	不要
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

申込手続

取扱金融機関にお申込みください。

<取扱金融機関>

岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、花巻信用金庫の市内本支店、花巻農業協同組合の本店

4 花巻市中小企業振興融資

~市独自の制度~

融資条件

資金使途	運転資金・設備資金・開業資金・経営安定資金・特産品開発資金	
融資限度額	運転資金・設備資金:3,750万円以内開業資金 :1,600万円以内 経営安定資金 :2,500万円以内 特産品開発資金 :1,250万円以内 ※市が利子・保証料を補助する制度を併用する場合、合計で3,750万円が上限	
融資期間	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 開業資金 運転資金7年以内 設備資金10年以内 経営安定資金 運転資金10年以内 特産品開発資金 運転資金7年以内 設備資金10年以内 ※いずれも据置期間1年以内	
融資利率	固定金利 融資時点の利率は、融資期間に応じて次のとおり 融資期間 3年以内 年3.1%以内(※年0.8%を補助) 3年超10年以内 年3.3%以内(※年0.9%を補助) ※特産品開発資金の場合、市が利子を全額補助します(事業者の負担ゼロ)	
	<事業者の負担> 融資期間 <u>3年以内</u> <u>年2.3%以内</u> <u>3年超10年以内</u> <u>年2.4%以内</u>	
保証料率	経営状況に応じて年0.45~1.70%(9区分) セーフティネット保証を利用する場合は、年0.6%または年0.7% ※当初保証承諾期間の保証料を全額補助します ※原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します	
担保	金融機関所定の条件	
保証人	金融機関所定の条件	

融資対象者(**運転資金・設備資金**)

市内に事業所を有する中小企業者で、次の(1)から(3)のいずれにも該当する方

- (1) 市内に事業所・店舗・工場を有していること(かつ、個人事業主の場合は市内に住所を有していること)
- (2) 岩手県信用保証協会の保証対象業種であること
- (3) 前年度及び納期到来分の市税を完納していること (徴収猶予されている場合を除く)

融資対象者 (開業資金)

市内に事業所を有する中小企業者で、前ページ(1)、(3)の \underline{vf} れにも該当し、次のア〜エまでの \underline{v} ずれにも該当するもの

- ア. 開業後1年に満たないこと
- イ. 開業に係る業種に3年以上の勤務経験を有する者又は開業に係る事業計画作成時に、認定経営革新等支援機関から の支援を受けていること
- ウ. 会社等法人組織を設立予定の中小企業者においては、会社設立登記を完了していること
- エ. 許認可事業にあっては、許認可を受けていること。又は既に申請中であって許認可を受けることが確実であると認められること

融資対象者 (経営安定資金)

市内に事業所を有する**中小企業者**で、前ページ(1)~(3)の $\underline{\textbf{vortante}}$ **該当**し、次のア~カまでの $\underline{\textbf{vortante}}$ **ずれかに該当**するもの

- ア 最近3ヵ月間の平均売上高(建設業にあっては、完成工事高)が前年同期の平均売上高に比較して、おおむね10% 以上減少していること
- イ 最近の経常利益が欠損であること
- ウ 最近の売上高対経常利益率が前年に比較して低下していること
- エ 最近の流動比率又は当座比率等資金繰関連諸比率が悪化していると認められること
- オ 取引先の倒産により、その経営が不安定になると認められること
- カ 中小企業信用保険法第2条第5項の各号に定める特定中小企業者として、市の認定を受け、経営安定関連保証の対象となること

融資対象者 (特產品開発資金)

市内に事業所を有する**中小企業者**で、前ページ(1)~(3)の $\underline{\textbf{vずれにも}}$ 該当し、次のアに該当するもの

ア、事業計画について市長の認定を受けていること

申込手続

取扱金融機関にお申込みください。

<取扱金融機関>

岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、花巻信用金庫の市内本支店、花巻農業協同組合の本店